

日程第5 議案第1号から日程第13 議案第9号 上程・付託

○議長（武石善治） 日程第5 議案第1号 平成23年度上小阿仁村一般会計歳入歳出決算の認定についての件から、日程第13 議案第9号 平成23年度上小阿仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての件まで、9件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（萩野謙一） 配布になっております上小阿仁村各会計歳入歳出決算書の方をお願いいたします。2ページ、3ページでございます。

議案第1号から9号までの歳入歳出決算の認定議案についてご説明申し上げます。

詳細の説明につきましては、常任委員会の決算審査におきまして、各担当課長が説明いたしますので、ここにあります総括表にしたがいまして説明させていただきますと思います。

先ず1行目が議案第1号 一般会計歳入歳出決算でございます。歳入が26億1,299万6,879円。歳出25億1,162万5,284円。差引残額1億137万1,595円。繰越明許費繰越額1,670万8,000円でございます。これは23年度で予算化されたものの執行を24年度に繰り越すものでございます。内訳といたしましては農業費の農業体質強化基盤整備促進事業1,270万円。林業費の森林環境保全直接支援事業費400万8,000円でございます。差引の実質収支額8,466万3,595円。

2行目が議案第2号 国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算でございます。歳入が4億2,292万8,614円。歳出3億8,433万2,488円。差引残額3,859万6,126円。同額が実質収支額でございます。

議案第3号 国民健康保険診療施設勘定特別会計歳入歳出決算。歳入1億4,337万1,124円、歳出1億3,632万919円。残額705万205円。同額が実質収支額でございます。

議案第4号 特別養護施設特別会計歳入歳出決算でございます。歳入が4億1,980万8,308円。歳出が4億1,604万3,994円。差引残額376万4,314円。同額が実質収支額でございます。

議案第5号 簡易水道事業特別会計歳入歳出決算でございます。歳入が7,351万8,230円。歳出が7,292万9,797円。差引残額58万8,433円。同額が実質収支額でございます。

議案第6号 農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算でございます。歳入7,228万5,290円、歳出7,207万1,082円。差引残額21万4,208円。同額が実質収支額でございます。

議案第7号 下水道事業特別会計歳入歳出決算でございます。歳入4,149万8,291円、歳出4,104万4,714円。差引残額45万3,577円。同額が実質収支額でございます。

議案第8号 介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算でございます。歳入が4億132万1,016円、歳出3億9,525万7,377円。差引残額606万3,639円。同額が実質収支額でございます。

議案第9号 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算でございます。歳入3,845万6,709円、歳出が3,843万7,709円。差引残額1,900万円。同額が実質収支額でございます。

この決算書の293ページをお願いいたします。

財産に関する調書でございます。

各財産の種類別に前年度末現在高、年度中の増減高、年度末現在高を乗せております。

次のページ294ページでございますが、公有財産といたしまして、村が所有いたします土地及び建物の面積でございます。

次に296ページでございます。山林でございます。面積及び立木の蓄積量を掲載しております。(3)番、有価証券、これについては株券の保有高でございます。

次の297ページですが、出資による権利、これには出資金、出損金を掲載しております。

次が298ページでございますが、物品といたしまして、村が所有いたします車両台数を載せております。

最後の300ページでございますが債権でございます。これについては奨学金の貸付金でございます。

基金でございます。この中で一般会計の主要な基金でございます財政調整基金、前年度末現在高が11億8,567万5,000円。年度中に積立てた額が1億8,994万3,000円。年度末の現在高が13億7,561万8,000円でございます。

なお、決算資料といたしましては、既に配布しております主要施策の成果と予算の執行実績報告書、それにつきましても、支出の決算額の説明。それから平成13年度以降の各会計予算決算の推移、それから地方債の状況についての資料等を載せておりますので、今後の審査の際、あわせてご覧いただきたいと思っております。

以上でございます。

監査報告

○議長（武石善治） ここで監査委員の監査報告を求めます。齊藤君。

(齊藤登監査委員 登壇)

○監査委員(齊藤登) 平成23年度上小阿仁村歳入歳出決算審査意見書

この意見書につきましては、萩野芳紀監査委員と共に審査したものでありますので、私の方から代表してご報告をさせていただきます。

地方自治法第233条第2項の規定により、平成23年度上小阿仁村一般会計他8会計の歳入歳出決算並びに関係諸帳簿、証拠書類を審査した結果、下記のとおり報告いたします。

記

1 審査期間 平成24年8月1日から8月10日まで10日間であります。

2 審査対象(1)平成23年度上小阿仁村一般会計歳入歳出決算から、(9)平成23年度上小阿仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算までであります。

3 総括意見

各会計歳入歳出決算に係る証拠書類について平成24年8月1日から10日までの10日間審査した結果、収支とも正確、帳票並びに証書類と照合し、すべて正当と認めます。審査の結果の詳細は次のとおりであります。

4 一般会計

(1) 財政の推移

(イ) 平成23年度一般会計決算歳入総額26億1,299万6,000円。歳出総額25億1,162万5,000円であり、歳入歳出差引額は1億137万1,000円となっております。繰越明許費繰越財源が1,670万8,000円で、差引実質収支額は8,466万3,000円となっております。なお、積立金1億8,994万3,000円、単年度収支4,478万5,000円、繰上償還金727万5,000円を調整した結果、実質単年度収支は2億4,200万3,000円の黒字決算となっております。

(ロ) 決算規模を前年度と比較すると、歳入は5億9,842万6,000円。歳出では6億2,365万円と共に減額となり、前年対比では、歳入で81%、歳出で80%と下回る決算額となっております。

(2) 財政収支の状況

平成23年度における歳入歳出の状況は、次表のとおりありますが、この表につきましては割愛をさせていただきたい思います。

表でみるとおり平成23年度の歳入決算額は26億1,299万6,000円で、前年度より5億9,842万6,000円の減となっております。調定額に対する収入済額比率は99.4%で前年度より高率で推移しております。

(ロ)の歳出、この表につきましても割愛させていただきたいと思います。

表で見るとおり、平成23年度の歳出決算額は、25億1,162万5,000円で、前年度より6億2,365万円の減となっております。

予算執行率では94.5%で、繰越明許事業費6,614万2,000円を差引すると執

行率は96.9%で、22年度95.8%より1.1%高い執行状況であります。

不用額は、総額7,967万5,000円で、前年度比較5,876万3,000円減額となっております。

(3) 財政運営の状況

(イ) 歳入であります。経常的収入のうち一般財源は18億4,878万4,000円であり、歳入総額の70.7%で、前年度より1億772万円の減額となっております。その主なものは、地方交付税の減によるものであります。

(ロ) 歳出 経常的な歳出のうち一般財源は16億2,866万8,000円で、歳出総額に占める割合は、64.8%となっております。

経常収支比率は79.4%で、前年度より1.7ポイント減となっているが、指標70%~80%をクリアしている状況であります。

(4) 収入未済状況

平成23年度収入未済額は、総額1,600万9,000円で、調定額の0.6%であります。村税未収金総額は961万8,000円で、前年度より52万8,000円増加しております。

村税総額の調定額に対する収納率は94.4%で、前年度95.1%より0.7ポイント下回っております。

現年度分の収納率は、村民税98.6%、固定資産税97.6%、全体的には98%で、前年度98%と同率となっております。

村税の滞納繰越分の調定額に対する収納率は14.1%、金額で40万4,000円で、収納率が下回っております。

滞納者は、長年にわたり固定化しており、個別的に理解を求め早期解決するよう特段の努力を強く要望するものであります。

住宅使用料の滞納は17人で、現年度分183万4,488円、過年度分380万円であり、早期徴収に努めるよう要望いたします。

貸付金元利収入の収入未済額64万100円のうち、高額療養費貸付金が1人で11万600円、奨学金返還金が3人で52万9,500円であります。未納は、制度上考えられないことであり、今後の指導を強く望むものであります。

次のページに入らせていただきます。

収入未済額の種目別推移は、次表のとおりであります。ただ今朗読した分と部分と同じでありますので、割愛をさせていただきます。後ほどお目通し願います。

(5) 公債費 平成23年度の公債費は3億7,788万9,000円で、前年度より9,297万2,000円の減額となっております。

公債比率は1.6%で、前年度より5.9ポイント下回っております。

公債比率の推移は、次表のとおりであります。表の方は割愛をさせていた

だきます。

(6) 投資事業 平成 23 年度の投資的経費の決算額は 2 億 4,241 万 9,000 円で、前年度比 29.1%で、歳出に占める割合は 9.6%、前年度より 16.9 ポイント下回っております。

投資的経費に充当された一般財源が 8,176 万 7,000 円で、前年度より 9,822 万 5,000 円の減額となっております。

(7) 不納欠損処分についてであります。平成 23 年度の不納欠損処分の額は、村民税が平成 16 年～18 年度分 11 万 4,062 円。固定資産税が、平成 17 年度～18 年度分 61 万 9,900 円。現年度分 15 万 3,400 円。軽自動車税が、平成 18 年度分 1 万 5,200 円であります。

不納欠損の理由及び手続きについては、上小阿仁村徴収金処分審査委員会で審査したものであると思いますが、地方税法第 18 条に基づいて処理されているが、毎年繰返させており、今後は、事前の対応強化に努めるなど、税の不公平感を招くことのないようにしてもらいたいと思います。

年度別不納欠損の推移は、次表のとおりであります。お目通しを願います。

(8) 不用額であります。平成 23 年度の不用額は、総額 7,967 万 5,000 円であります。これは各課全般に共通するもので、多項目にわたる積算によるものであります。経費節減に努められたものと思われるが、今後は、より適切な予算執行により改善に努められるようお願いいたします。

(9) 基金の管理運用です。年度当初における基金総額は 21 億 4,196 万 7,000 円。年度中の積立金 2 億 2,594 万 8,000 円、取崩額が 302 万 9,000 円により、23 年度末現在では 23 億 6,488 万 6,000 円となり、2 億 2,291 万 9,000 円の増であり、適正に行われております。

5 特別会計であります。

平成 23 年度各会計の歳入総額は 16 億 1,318 万 6,000 円、歳出総額 15 億 5,643 万 7,000 円で、いずれも黒字決算であります。

各会計の収支状況についてであります。先ほどもご報告ありましたとおり、内容は同じですが、歳入歳出の差引額のところだけを朗読をしております。

国民健康保険事業勘定 3,859 万 6,000 円の黒であります。

国民健康保険診療施設勘定、差し引しまして 705 万円であります。

特別養護施設 376 万 4,000 円。

簡易水道事業 58 万 8,000 円。

農業集落排水事業 21 万 4,000 円。

下水道事業 45 万 4,000 円。

介護保険事業勘定 606 万 4,000 円。

後期高齢者医療 1 万 9,000 円。

合計しますと 5,674 万 9,000 円の黒というふうになったところであります。

以下、(1) 番から (8) 番までの後期高齢者医療特別会計までの部分につきましては、ただ今朗読いたしました表の内容について詳しく申し述べております。なお、若干違うところは、一般会計からの繰入れ、それから一般会計への繰出金、それらを加減しますと、いわゆる差し引いたしますと、結果的には赤字になっているという状況であります。

なお、特別養護施設特別会計については、ここの部分だけは黒になっていると、ただし、前年度に比較しますと 2,118 万 4,000 円減になっているという状況であります。

6 番の方を総評として、主なところだけを述べたいと思います。

最初の部分は自主財源の考え方で、ここに載せましたので、その部分だけ朗読します。

上小阿仁村が直面している歳入状況は、税収や財産売却収入（木材価格の低迷など）から、一段と厳しくなってきた村の財政基盤がさらに厳しさを増してくると思われまます。その財政の基本をなす村税収入は、前年度比 0.1% 微増となっておりますが、この傾向は誘致企業の撤退や高齢化率全県一であることを考慮すると、さらに悪化することが考えられます。

また、調定額自体も微増ですが、今後、徴収率自体をさらに改善しない限り収支の増加は望めないと思われまます。23 年度は村税と収入の不足額を地方交付税で補っておりますが、この手法の継続には限界があるのではないかとこのように考えさせられます。今こそ、歳入増加策に全力で取り組むべきではないだろうかと思われまます。

以下、主なところとしましては、住宅使用料であります。住宅使用料については、未納額のが前年度より 147 万円増加しております。現年度分の未済額は 183 万 4,000 円、調定額 8.6% が新たに滞納が発生しております。特に過年度分の回収については、滞納額が 416 万 3,000 円のうち、回収額は 36 万 3,000 円であります。回収率は 10% 以下で収納状況は極めて悪く、特別会計を除く未納額全体の 35.3% を占めております。

住宅管理費として、維持費も年々増加することが懸念されるので、収支改善のため適切な初期対応として、未納が発生した時点で速やかに債務者この状況を把握し、その状況に応じた対策を迅速に講じて、効率的な収入未済額の解消に努められたいと思われまます。

ひとつ飛びまして、農業集落排水事業、下水道事業の関係です。設備維持管理費の影響を考え、料金体系については、健全な事業運営、費用負担の公平性から料金設定の再考を図ること。また、使用料の未納が増加しており、今後固定化となり、やがては不納欠損処理が懸念されますので、具体的な対策を打ち出し、未納増加防止を図っていただきたいということでありまます。

次のページの方の財政基盤の確立のところを朗読したいと思います。

本村の財政基盤は、誘致企業の撤退と共に若年層の減少と全県一の高齢化率などにより自主財源は14.8%と少なく、交付金などに依存している状況にあります。以上のことから企業の誘致や地場産業の育成強化策が急務であり、改善策には歳出削減の努力は欠かせないが、村の規模に応じた歳出には不可欠なものがあります。今後、さらに少子化対策、子育て支援、高齢化福祉策等々、充実を図らねばならない施策が山積みしております。大幅な歳出削減は困難であることと思われまます。

歳入増加対策を確実に実行することが、緊急課題であり、しかし、短時間で実現する歳入増加策などあり得ず、行政の強力なリーダーシップをもって、より具体的で村民一丸となって推進する対策を着手実行することを望みます。

11 ページの方になりますけれども、ここからの平成23年度財政健全化審査意見書から、最後の方になります平成23年度下水道事業会計経営健全化審査意見書、これらにつきましては、ほとんどが良好な数値を示しておりましたので、ご報告を割愛させていただきます。

なお、是正改善を要する事項につきましては、先ほどもお話ししましたが、一般会計からの繰入金金を解消するように努力する必要があるのではないかということでもあります。

以上でありますけれども、報告を終わります。

○議長（武石善治） これより総括質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議案第1号から議案第9号までは、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第14 議案第10号 上程・付託

○議長（武石善治） 日程第14 議案第10号 平成24年度上小阿仁村一般会計補正予算についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（萩野謙一） 予算関係議案の方をお願いいたします。1ページでございます。

議案第10号 平成24年度上小阿仁村一般会計補正予算（2号）。平成24年度上小阿仁村一般会計予算（第2号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算補正

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,083万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億4,561万6,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補

正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条 既定の地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

9ページを願いたします。歳入でございます。金額の大きい主なものだけを説明させていただきます。

9款、1項、1目地方交付税1億8,417万6,000円の追加でございます。これは普通交付税が15億4,700万円で確定したことによる追加でございます。特別交付税の予算減額と合わせた総額は15億7,717万6,000円でございます。

13款、1項、3目災害復旧費国庫負担金575万6,000円の追加でございます。林業施設が335万5,000円の追加、これは林道春沢線の係る災害復旧の負担金でございます。公共土木施設が240万1,000円でございます。これは村道仏社大岱線に係るものでございます。

次のページでございます。14款、2項、2目民生費県補助金が500万円の追加でございます。1節社会福祉費補助金206万円、これは地域支え合い体制づくり事業費ということで、歳出では除雪費に充当しているものでございます。2節児童福祉費補助金、これは子ども手当システム改修事業費補助金294万円でございます。それから7目労働費県補助金137万6,000円でございます。緊急雇用創出臨時対策基金事業費の追加でございます。

次のページの15款、2項、2目物品売払収入327万8,000円でございます。これは建設機械売払収入として除雪ドーザの売払収入でございます。

17款、1項、1目、2目、3目ですけれども、これについては、いずれも前年度の精算分による繰入金の追加でございます。2項、1目財政調整基金繰入金4,015万6,000円の減でございます。これは、これまで財源として基金を取り崩していたものを基金に戻すものでございます。これによりまして、基金の取崩しはゼロということでございます。

次の11ページでございます。18款、1項、1目繰越金5,466万3,000円、これは前年度繰越金でございます。

20款、1項、1目民生債150万円の減額、これは高齢者住宅整備資金貸付事業ということで、借入れ申込がなかったことによる減でございます。3目臨時財政対策債6,600万円、これは地方交付税の不足額を補うものでございますが、6,600万円の追加ということで示された枠一杯を借入するというものでございます。追加後の総額が9,600万円でございます。

次が歳出でございます。これについても主なものだけを説明させていただきます。

2款、1項、1目一般管理費が378万円の追加、19節負担金補助及び交付金は263万円の追加でございます。これは非常勤職員公務災害補償組合に対する負担金でございます。これにつきましては、村の非常勤職員の公務災害の保険

でございますけれども、これを運営する組合が支払い金額が増加したことによりまして、近年、財政状況が非常に悪化しております。このため今年度中に構成する市町村で総額1億円を積み増すことになり、それに対する村の負担分でございます。次の14ページでございます。13目財政調整基金費2億6,166万4,000円の追加でございます。これについては、交付税の増額などもございまして基金に積立てるものでございます。この積立て後の基金の現在高は16億3,700万円となります。

次、15ページの3款、1項、1目社会福祉総務費213万6,000円の追加でございます。18節備品購入費が206万円の追加、これにつきましては、県補助金の地域支え合い体制づくり事業費補助金を活用して購入するものでございます。次のページ、3目老人福祉費150万円の減額、これは高齢者住宅整備資金貸付金、申し込みがなかったことによる減でございます。

次、18ページの6款、1項、1目農業委員会費、次のページの13節委託料114万4,000円の追加でございます。農地地図情報データ改修委託料が144万4,000円の追加でございます。これについては、全額県補助金の農地制度実施円滑化事業費を財源として行われるものでございます。

次、22ページ、7款、1項、2目観光費137万6,000円の追加でございます。これは委託料といたしまして道の駅を核とした観光情報発信収集事業委託料でございます。これは、緊急雇用創出臨時対策基金事業として行われるものでございます。

次ぎの23ページ、8款、2項、1目道路維持費449万8,000円の追加でございます。このうち7節の賃金、14節使用料及び賃借料の除排雪機械借上料につきましては、昨シーズンの豪雪で年度当初で予想外の排雪経費を支出しております。そのため、今シーズン分の不足が見込まれるものを追加補正させていただいております。次、24ページ、8款、5項、1目住宅管理費253万7,000円の追加、15節の工事請負費は住宅解体工事が53万7,000円。これにつきましては、役場隣りにあります村営住宅向川原団地内の1棟を解体するものでございます。空き家となっているものの解体でございます。19節負担金補助及び交付金200万円の追加、住宅リホーム緊急支援事業でございます。これについては申し込みが大変多く、現在、予備費で対応しておりますが、今後の支出が見込まれますので200万円を追加補正しております。

次が26ページでございます。11款、1項、2目林道施設災害復旧費572万5,000円の追加でございます。これについては、林道春沢線に係る設計委託及び工事費でございます。2項、1目公共土木施設災害復旧費368万4,000円、これについては村道仏社大岱線に係る設計委託及び工事費でございます。

次、戻っていただきまして5ページお願いいたします。

第2表の地方債補正でございます。

1の高齢者住宅整備資金貸付事業、補正前の限度額150万円。補正後の限度額がゼロでございます。

次、2、臨時財政対策債、補正前の限度額3,000万円。補正後の限度額が9,600万円でございます。

以上でございます。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第11号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（武石善治） 3時15分まで休憩したいと思います。

14時57分 休憩

15時15分 再開

○議長（武石善治） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第15 議案第11号から日程22 議案第18号 上程・付託

○議長（武石善治） 日程第15 議案第11号 平成24年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算についての件から、日程第22 議案第18号 平成24年度上小阿仁村後期高齢者医療特別会計補正予算についての件まで、8件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。順次説明をしてください。住民福祉課長。

○住民福祉課長（小林悦次） 予算関係議案の35ページであります。

議案第11号 平成24年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,466万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,767万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに金額補正後の歳入歳出の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

歳入の方から説明させていただきます。41ページをお開きいただきたいと思います。歳入。

1款、1項、1目一般被保険者国民健康保険税であります。これは平成23年度確定申告に伴う本算定に伴う修正であります。これが328万4,000円の増額補正というふうなことになります。2目退職被保険者等国民健康保険税、これも同様に平成23年度の確定申告に伴う本算定による修正で331万円の増額補

正であります。

次のページをお開きいただきます。3款、1項、1目療養給付費負担金、これは歳出の実績による見込み額であります。91万5,000円の追加補正であります。2目後期高齢者医療支援金負担金、これも同様に概算交付決定通知書によるもので143万9,000円の減額であります。3目介護納付金負担金、これも同様に概算交付決定通知書がきておりますので、それに伴う減額で113万6,000円の減額ということになっております。

3款、2項、1目財政調整交付金であります。これも概算交付決定通知書によりまして169万円の増額補正になっております。

4款、1項、1目療養給付費交付金であります。これも同様に概算交付通知書による61万1,000円の減額であります。

5款、1項、1目前期高齢者交付金であります。80万7,000円の増額、これも同様に概算交付決定通知書による増額であります。

次のページをお開きいただきたいと思っております。大きいものだけ説明させていただきます。

9款、2項、1目財政調整基金繰入金、繰越金による減額であります。800万円の減額ということにしております。

10款、1項、1目繰越金、これは平成23年度の決算に伴う繰越金で3,759万6,000円の増額ということになっております。

11款、2項、2目一般被保険者第三者納付金764万8,000円の増額であります。これは交通事故等による分であります。

以上が歳入であります。次の46ページから3歳出に入ります。

2款、1項、1目一般被保険者療養給付費であります。これは4月～7月までの給付実績によりまして見直しをかけさせていただいております。3,027万1,000円の追加補正であります。2項、1目一般被保険者高額療養費であります。これも同様に実績に伴う給付費によりまして941万4,000円を追加補正させていただいております。

3款、1項、1目後期高齢者支援金、これは納付決定通知書によりまして140万2,000円の追加補正であります。

6款、1項、1目介護給付金であります。これも同様に決定通知書による217万7,000円の減額補正であります。

7款共同事業拠出金、1項、2目保険財政共同安定化事業拠出金で、これも同様に納付決定になりましたので、211万3,000円の追加補正でということであります。

次のページをお開きいただきたいと思っております。大きいところで11款諸支出金で、1項、1目償還金であります。これは平成23年度の精算に伴うもので123

万 6,000 円の追加であります。

12 款、1 項、1 目予備費であります。これは、先ほど歳入で繰越金が出た部分で繰入金を調整させていただきまして、それから給付費の変動に伴うことを考えまして 121 万 6,000 円を追加補正させていただいております。

以上であります。よろしくご審議いただきたいと思っております。

○議長（武石善治） はい、診療所事務長。

○診療所事務長（石上耕作） 予算関係の 51 ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第 12 号 平成 24 年度上小阿仁村国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算であります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 520 万 7,000 円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を 1 億 5,379 万 5,000 円とするものでございます。

内容につきましては 57 ページをお開きいただきたいと思っております。

歳入であります。これは一般会計から繰入金を 258 万 8,000 円減額し、国民健康保険事業勘定特別会計からの繰入金を 74 万 5,000 円追加するものであります。

4 款、1 項、1 目繰越金であります。これは前年度からの繰越金 705 万円を追加するものであります。

歳出につきましては次の 58 ページをお開きいただきたいと思っております。

2 款、1 項、1 目医業費であります。備品購入費を 184 万 3,000 円減額するものであります。これは自動血球計数装置及び臨床化学自動分析装置の購入を取り止め、新たに尿流量測定装置及び超音波診断装置を購入するものであります。

次に 4 款、2 項、1 目一般会計繰出金であります。705 万円の追加であります。これにつきましては、前年度からの繰入金をそのまま一般会計に繰出す予算となっておりますので、どうかよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（武石善治） 杉風荘施設長。

○特別養護老人ホーム施設長（鈴木壽美子） 59 ページをお開きください。

議案第 13 号 平成 24 年度上小阿仁村特別養護施設特別会計補正予算、第 2 号につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 276 万 4,000 円を追加いたしまして、歳入歳出 4 億 615 万 4,000 円とする補正予算でございます。

65 ページをお開きいただきたいと思っております。歳入でございます。

6 款、1 項、1 目繰越金、前年度からの繰越金を 276 万 4,000 円追加いたしまして 376 万 4,000 円でございます。

次のページ、歳出でございます。

1 款、1 項、1 目一般管理費 74 万 5,000 円につきましては、職員手当、これは時間外の部分でございます。

6 款、1 項、1 目予備費につきましては、その差額 201 万 9,000 円を予備費に見ておりますので、よろしく願いいたします。

○（武石善治） 建設課長。

○建設課長（小林隆） 同じく 73 ページでございます。

議案第 14 号 平成 24 年度上小阿仁村簡水事業特別会計補正予算であります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 205 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,481 万円とするものでございます。

内訳につきましては、79 ページをご覧ください。歳入であります。

4 款、1 項、1 目繰越金 58 万 8,000 円の追加であります。前年度繰越金としての追加でございます。

5 款、1 項諸収入、1 目雑入 143 万 8,000 円の追加であります。村有建物、車損害共済金として 143 万 8,000 円の追加であります。これは 3 月末に発生いたしました雷によりますちくだて浄水場の取水水計の破損に対する共済金であります。工事につきましては、急を要していたしましたことから 5 月に予備費を充当して対応してございます。

6 款、1 項、1 目簡易水道事業費分団金 3 万円の追加であります。これは杉花地区 1 軒で水道の加入がございましたので、その分の追加でございます。

次のページをご覧ください。歳出であります。

1 款、1 項、1 目統合地区管理費 33 万 2,000 円の追加であります。11 節修繕料に 16 万 6,000 円の追加であります。これは今後のためのものであります。積立金として基金に 16 万 6,000 円の追加でございます。2 項小規模水道管理費、1 目統合地区管理費 25 万 6,000 円の追加であります。11 節需用費、修繕料に 12 万 7,000 円の追加であります。これも今後のためのものでございます。積立金に 12 万 9,000 円の追加であります。

次に 3 款、1 項、1 目予備費 146 万 8,000 円の追加であります。

以上、よろしく願いいたします。

○建設課長（小林隆） つづきまして 83 ページでございます。

議案第 15 号 平成 24 年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計補正予算であります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 21 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,101 万 6,000 円とするものがあります。内訳につきましては 89 ページをご覧ください。歳入であります。

4 款、1 項、1 目繰越金 21 万 3,000 円の追加であります。前年度繰越分としての追加でございます。

次のページです。歳出であります。

3 款、1 項、1 目予備費、21 万 3,000 円の追加です。繰越金の分を予備費に追加しております。

○建設課長（小林隆） 続きまして 91 ページであります。

議案第 16 号 平成 24 年度上小阿仁村下水道事業特別会計補正予算であります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 45 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,354 万 4,000 円とするものであります。

内訳につきましては、97 ページをご覧ください。歳入であります。

4 款、1 項、1 目繰越金、前年度繰越金として 45 万 3,000 円の追加でございます。

次のページです。歳出であります。

1 款、1 項、2 目施設管理費 45 万 3,000 円の追加であります。11 節の需用費修繕料に 45 万 3,000 円の追加であります。これは今後のためのものでございます。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（武石善治） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（小林悦次） 99 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 17 号 平成 24 年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）であります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 909 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 646 万 8,000 円とするものであります。

歳入の方から説明させていただきます。105 ページをお開きいただきたいと思います。

3 款、1 項、1 目介護給付費負担金 161 万 7,000 円を追加補正であります。これは前年度における給付費の内訳に伴う分であります。

5 款、1 項、1 目介護給付費交付金、これも同様に給付費に伴う精算であります。141 万 7,000 円の追加補正であります。

次の106ページであります。

8款、1項、1目繰越金606万3,000円、これは前年度からの繰越金であります。

次の107ページ、歳出になります。主なものだけ説明させていただきます。

6款、1項、2目償還金であります。これは平成23年度の精算に伴う介護給付費返還金。支払基金の部分であります。139万8,000円の追加であります。

次の108ページになります。6款、2項、1目一般会計繰出金であります。これは平成23年度の精算に伴う、いわゆる地域支援事業費分としまして、一般会計に戻す部分であります。587万6,000円の追加補正であります。

7款、1項、1目予備費であります。これは今後の給付費等の部分について160万円の追加補正をお願いするものであります。

○住民福祉課長（小林悦次） 続きまして115ページになります。

議案第18号 平成24年度上小阿仁村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）であります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,318万7,000円とするものであります。

詳細につきましては、121ページをお開きいただきたいと思います。歳入であります。

4款、1項、1目繰越金1万8,000円の追加補正であります。これは前年度からの繰越金であります。

次の122ページであります。3の歳出。

2款、1項、1目後期高齢者医療広域連合納付金としまして1万5,000円の追加補正であります。

4款、2項、1目他会計繰出金ということで、これは一般会計の方に繰出すものであります。3,000円の補正であります。

以上であります。よろしくご審議いただきたいと思います。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第11号から議案第18号までは、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程23 議案第19号 上程・付託

○議長（武石善治） 日程第23号 議案第19号 上小阿仁村営住宅設置条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（小林隆） 提出議案をご覧いただきたいと思います。10 ページであります。

議案第 19 号 上小阿仁村営住宅設置条例の一部を改正する条例についてであります。これは村営住宅を用途廃止するため提出するものであります。

次のページをご覧ください。上小阿仁村営住宅設置条例の別表を改正するもので、役場の横にあります向川原団地の5戸を4戸に改めるものであります。

施行は公布の日からとしております。なお、用途廃止する住宅につきましては解体することとし、経費を補正計上してしておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 19 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程 24 議案第 20 号 上程・付託

○議長（武石善治） 日程第 24 号 議案第 20 号 農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（小林隆） 同じく 12 ページであります。

議案第 20 号 農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これは農業集落排水事業の経営安定化のため提出するものであります。

次のページです。農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の第 1 表を改正するものであります。表中、一般世帯の基本料金、世帯割 1,600 円、世帯員割、水洗便所有りのものが 400 円。水洗便所無しのもので 350 円のもので一般世帯の基本料金を、世帯割を 1,800 円に、世帯員を、水洗便所有りが 600 円に、水洗便所無しが 550 円、それぞれ 200 円値上げするものであります。

施行は、平成 25 年 4 月 1 日からとしております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 20 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程 25 議案第 21 号 上程・付託

○議長（武石善治） 日程第 25 号 議案第 21 号 上小阿仁村下水道条例の一

部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（小林隆） 同じく 14 ページであります。

議案第 21 号 上小阿仁村下水道条例の一部を改正する条例についてであります。これは公共下水道事業の経営安定化のため提出するものであります。

次のページです。上小阿仁村下水道条例の別表を改正するものでございます。表中、一般世帯の基本料金、世帯割 1,600 円、世帯員割、水洗便所有りが 400 円、水洗便所無し 350 円のを、一般世帯、基本料金、世帯割を 1800 円に、世帯員割、水洗便所有りを 600 円に、水洗便所無しを 550 円にそれぞれ 200 円値上げするものに改めるものでございます。

施行は、平成 25 年 4 月 1 日からとしております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 21 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程 26 議案第 22 号 上程・付託

○議長（武石善治） 日程第 26 号 議案第 22 号 上小阿仁村防災会議条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。住民福祉課長。

○住民福祉課長（小林悦次） 16 ページになります。

議案第 22 号 上小阿仁村防災会議条例の一部を改正する条例についてであります。提案理由といたしまして、災害対策基本法の一部改正によりまして、この条例を提出するものであります。

災害対策基本法につきましては、東日本大震災から得られました教訓を生かしまして、いつ起こるかわからない大規模広域な災害に備えるための措置を可能なものから行うというふうなことで改正になっております。

次のページをお開きいただきたいと思います。上小阿仁村防災会議条例の一部を改正する条例についてであります。

主なものとしましては、第 2 条第 2 項中の上小阿仁村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること、というふうに現時点でなっておりますけれども、これを村長の諮問に応じて、上小阿仁村の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること、というふうなことにするものであります。また、8 号におきましては、自主防災組織を、構成する者又は学識経験のある者の内から村長が任命する者というふうな項目を、1 号新たに追

加する内容となっております。

どうか、よろしくご審議いただきたいと思います。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 22 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程 27 議案第 23 号 上程・付託

○議長（武石善治） 日程第 27 号 議案第 23 号 上小阿仁村災害対策本部条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。住民福祉課長。

○住民福祉課長（小林隆） 18 ページになります。

議案第 23 号 上小阿仁村災害対策本部条例の一部を改正する条例についてであります。提案理由につきましては、先ほどと同様に災害対策基本法の一部改正がありましたので、これに基づきまして、この条例案を提出するものであります。

次のページをお開きいただきたいと思います。19 ページになります。

上小阿仁村災害対策本部条例の一部を改正条例であります。これにつきましては、第 1 条中の「第 23 条第 7 項」を「第 23 条の 2 第 8 項」に改めるというふうなことになります。これは災害対策基本法第 23 条第 7 項が第 23 条の 2 第 8 項に改正になっている関係で、同様に条例の方も改正するというふうな内容であります。

よろしくご審議いただきたいと思います。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 23 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程 28 議案第 25 号 上程・採決

○議長（武石善治） 日程第 28 号 議案第 25 号 特別養護老人ホーム杉風荘ボイラー外改修工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。杉風荘施設長。

○老人ホーム施設長（鈴木壽美子） 追加提出議案をご覧いただきたいと思っております。

議案第 25 号 特別養護老人ホーム杉風荘ボイラー外改修工事請負契約の締結についてでございます。

次のとおり、特別養護老人ホーム杉風荘ボイラー外改修工事の請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的 特別養護老人ホーム杉風荘ボイラー外改修工事の請負でございます。

契約の方法につきましては、指名競争入札。

契約の金額は6,804万円でございます。内消費税が324万円でございます。

契約の相手方につきましては、秋田市山王五丁目1番7号の山二建設工業株式会社でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論

○議長（武石善治） これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」のと呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

議案第25号 採決

○議長（武石善治） 議案第25号 特別養護老人ホーム杉風荘ボイラー外改修工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案どおり、決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第29 陳情 上程・付託

○議長（武石善治） 日程第29 陳情の件を議題といたします。

本定例会において受理した陳情は、お手元に配布の陳情文書表のとおりでありますので、総務産業常任委員会に付託いたします。

散 会

○議長（武石善治） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

15時50分 散会